

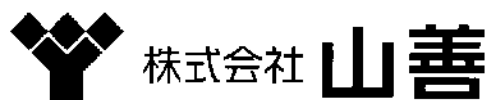
※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

※ ※

※ 定 款 ※

※ ※

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※



株 式 会 社 山 善 定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社山善と称し、英文では、YAMAZEN CORPORATION と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 下記物品の売買、輸出入、リース、代理及び仲立の事業

(1) 金属加工機械・鍛圧板金機械・工作機械及び周辺装置、産業機械・産業機器、測定・分析機器、環境改善機器、空調・冷暖房機器、クリーンルーム・クリーンエア機器、照明、安全・衛生・セキュリティ機器、切削工具、工作補要機器、作業用品（作業工具）、パワーツール、切断・研削・研磨用品、穴あけ・締結用品、溶接・発電機、ケミカル用品、建設機械、建設機材、物流機器、仮設ハウス、間仕切り、オフィス家具・機器、コンプレッサー、塗装機、ポンプ、送風機、流体継手、部品・容器洗浄機、加熱・冷却機器、ボイラー、メカトロ（FA）機器、鍛圧・板金・鋼材加工機、小型加工機械、攪拌機・混合機、半導体素子、産業用材料

(2) 厨房機器、給湯機器、浴室機器、衛生機器、管工機材、内外装建材、電工機材、太陽光発電、床暖房、サッシ、建築副資材、構造躯体、インテリア、家電品、アウトドア・レジャー・スポーツ用品、ペット用品、日用品・雑貨、介護用品、ガーデン・園芸用品、健康機器・医療用機械器具、エクステリア、日曜大工用品、衣料品、皮革製品、毛皮製品、美術工芸品、貴金属製品、時計・眼鏡、自動車、自転車・原動機付自転車、理容・美容用品、文具、玩具用品

(3) 以上の物品の部分品、取付具及び付属品

(4) 農薬、飲食料品、燃料、薬品・医薬品、化粧品、書籍、生花

2. 前号（1）及び（2）の物品の設計、製造、据付、加工、修理の事業

3. 古物売買業、毒物劇物販売業、管理医療機器販売業、肥料販売業、特定計量器販売業、酒類販売業、高圧ガス販売業

4. 不動産の売買、賃貸、管理、代理及び仲介の事業

5. 造園業、上水道業、育林業及び海面養殖業

6. 建築、大工、左官、とび・土工、石、屋根、電気、管、タイル・れんが・ブロック、鋼構造物、鉄筋、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、

機械器具設置、熱絶縁、建具各工事の請負及び設計・監理業

7. 情報提供、処理サービス業、電気通信事業法に基づく電気通信事業、広告代理業、出版業、印刷業及び新聞業
8. 工業所有権、著作権、ノウハウ等の無体財産権、システムエンジニアリング、ソフトウェアの企画、開発、取得、保全、利用、仲介及び販売業
9. 映画・ビデオ制作及び配給業
10. 遊園地、運動競技場、ゴルフ場、スポーツ施設、学習塾、旅館、ホテル、結婚式場、食堂、レストラン、喫茶店、カルチャーセンター、自動車洗車場・整備工場、駐車場及び給油所の経営
11. 温室効果ガス排出権及び排出量の売買
12. 発電事業及びその管理、運営並びに電気の供給、販売、保守管理等に関する事業
13. 各種イベントの企画及び運営に関する事業
14. 警備の請負及びその保障に関する事業
15. 金銭の貸付、為替取引、有価証券の取得・保有・売却、債務の保証及び債権の売買等の金融業
16. 一般貨物自動車運送業、貨物運送取扱業及び倉庫業
17. 損害保険代理業、自動車損害賠償保障法に基づく自動車損害賠償責任保険代理業、生命保険の募集に関する業務
18. 旅行業法に基づく旅行業者代理業
19. 労働者派遣事業法に基づく労働者派遣事業
20. 前各号およびこれに付帯又は関連する事業の調査・研究並びにコンサルタント業
21. 前各号に付帯又は関連する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を大阪市に置く。

(機 関)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

(1) 取締役会

(2) 監査等委員会

(3) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、2 億株とする。

(単元株式数)

第 7 条 当会社の単元株式数は、1 0 0 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 8 条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1) 会社法第 1 8 9 条第 2 項各号に掲げる権利

(2) 会社法第 1 6 6 条第 1 項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第 9 条 当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第 10 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規則)

第 11 条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第 12 条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後 3 か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 13 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 3 1 日とする。

(招集権者および議長)

第 14 条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役および取締役会

(員 数)

第 18 条 当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、15 名以内とする。

2. 当社の監査等委員である取締役は、5 名以内とする。

(選任方法)

第 19 条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。
4. 監査等委員である取締役の補欠者の選任の効力は、当該決議後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(任 期)

- 第 20 条 取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

- 第 21 条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から、代表取締役を選定する。
2. 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から、取締役社長 1 名を定める。
3. 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から、取締役会長 1 名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

- 第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた取締役がこれを招集し、議長となる。
2. 前項の取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。
3. 前二項の定めにかかわらず、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。

(取締役会の招集通知)

- 第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

- 第 24 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
2. 前項の決議について特別の利害関係を有する取締役は、議決に加わることができない。

(取締役会の決議の省略)

- 第 25 条 当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規則)

第 26 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役への重要な業務執行の決定の委任)

第 27 条 当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(報酬等)

第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 29 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項の取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第 30 条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第 31 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議方法)

第 32 条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の決議について特別の利害関係を有する監査等委員は、議決に加わることができない。

(監査等委員会規則)

第 33 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 34 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 35 条 当会社は、剰余金の配当等会社法第 4 5 9 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

(剰余金の配当の基準日)

第 36 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 3 1 日とする。

2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 3 0 日とする。

(配当金の除斥期間)

第 37 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れる。

この定款は 2 0 2 6 年 6 月 2 5 日から効力を生ずるものとする。